

ほしいものさらなるブランド力向上に向けて 茨城県は民間型HACCP認証等の取得 を支援します！

～ほしいもの生産における民間型HACCP認証等取得支援事業～

【申込締切】 令和8年12月11日（金）

事業予算額の上限に達した場合は、予告なく公募を終了します。

事業の目的

全国シェア約9割を占めるほしいもの生産において、製品の安全性を向上し、販路の拡大や海外市場への展開に必要となる「HACCPに基づく衛生管理に対応した民間型認証（以下「民間型HACCP 認証」という。）」等の取得に係る経費を支援することにより、本県産ほしいもの更なるブランド化につなげていきます。

支援対象となる方

ほしいもの製造施設を所有又は管理する農業者、営農集団等の農業者団体及び農業法人等であって、かつ民間型HACCP 認証が取得可能な者

対象の取組と補助単価

① 助成対象経費

- ア 認証取得のための審査に要する経費
- イ コンサルタントの活用及び生産従事者の勉強会等に要する経費
（コンサルタント費、専門家等謝金、会場等の借上料、研修会・セミナーへの参加費（教材費含む。ただし交通費、宿泊費は対象外とする。）等）
- ウ 簡易な施設・設備の改修に要する経費
（作業エリアのゾーニングに必要な改修、衛生管理計画の実行に必要な改修等）



② 補助率及び上限額

補助率は、事業費の**1/2以内**（上限額 **50万円**）

応募時に必要な書類

（必須）

- ・事業実施計画承認申請書兼補助金交付申請書（様式第1号）
- ・事業実施計画書（様式第1号別添）

（その他書類）

- ・認証取得施設の位置図・配置図・平面図
- ・見積書等、事業費の積算根拠となる資料
- ・施設・設備の改修内容が分かる資料（図面等）
- ・販売先ごとの販売量、売上、販売単価が分かる資料
- ・その他知事が必要と認める資料

事業実施上の要件

① 次のいずれかの取組に係る成果目標を設定し、当該目標の実現が見込まれること。
なお、目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

ア 民間型認証HACCP の取得を必要とする新たな販売先の確保及び販売単価の10%以上の向上。

イ 輸出向け販売量又は販売額の10%以上の増加。

② 事業実施年度中又は事業実施年度の翌年度中に民間型HACCP認証等の審査を受けること。

審査を受けた結果、認証取得に至らなかった場合においても、認証取得に向けた取組を継続し、成果目標の実現を目指すこと。

Q1 補助対象にあたらぬものは、どういうものか。

①勉強会開催に要する経費及び外部研修会等への参加に要する経費等
→教材費は含まれますが、交通費、宿泊費は対象外となります。

②経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

③他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

④農業以外に使用可能な汎用性の高いもの（例えば、パソコンなど。）の導入に係る経費

⑤既存の機械・施設の代替えとして、同種、同規模及び同効用のものを再度整備（いわゆる更新）する経費

Q2 既に民間型HACCP 認証等を取得している者も申請が可能か。

今年度から、より高度な認証を取得する場合や新たな製造施設について認証を取得する場合は対象となります。

Q3 「事業完了」の考え方はどのようなものか？ どこまでの期間に実施したものが補助事業の対象となるのか。

「事業完了」とは、補助事業に係る取組が完了し、支払いが完了したうえで、実績報告書を県に提出することをいいます（令和9年2月15日まで）。

また、実績報告時には、領収書等の書類を提出してください。

なお、補助対象となる経費は、交付決定日以降に着手し、事業完了日までに支払が完了したものに限ります。

交付決定前に契約、発注又は支払を行った経費は補助対象となりません。

県HPを必ず確認ください

ほしいもHACCP認証 茨城県 産地振興課

検索

県ホームページに本事業の必要資料（交付等要項等）を掲載しています。注意事項の記載もありますので、資料内容の確認をお願いします。

事業詳細については以下の問合せ先にお気軽にお問い合わせください

<問合せ先> 農林水産部産地振興課 露地野菜G

TEL : 029-301-3950

mail : sansin3@pref.ibaraki.lg.jp

県HPはこちら→

